

議案第106号

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税
(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税
(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。